

子ども医療費助成制度を安定的に運営するためのお願い

子ども医療費助成制度は、町民の皆さまの貴重な税金で実施しています。制度の安定的な運営のため、次のことにご留意いただきますよう皆さまのご理解とご協力をお願いします。

適正な受診をこころがけましょう

軽症にもかかわらず休日や夜間に受診したり、同じ病気で複数の医療機関を受診したりすると医療費の増加につながります。

本当に必要なときに必要な医療を受けることができるように、上手なお医者さんのかかり方をこころがけましょう。



1. かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、普段の健康管理や日常的な初期の診療（風邪などの診察等）を行う、地域の医院やクリニックのことです。

かかりつけ医には、これまでにかかった病気などの診療内容や検査記録が蓄積されているので、適切な判断のもと最適な治療が受けられます。

診察の結果、精密検査や入院の必要がある場合には適切な専門医療が受けられる病院を紹介してもらえますので、自宅近くで信頼できるかかりつけ医をもちましょう。

2. 休日や夜間の診療を控えましょう

夜間や休日に安易に救急指定医療機関を受診されると、緊急を要する重症患者への対応が遅れたり、本当に必要なときに受診できなくなることにもなりかねません。急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。

※夜間にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急医療電話相談を利用してみましょう。お子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などアドバイスが受けられます。

◇宮崎県小児救急医療電話相談／19:00～翌朝 8:00、365 日対応

#8000（固定電話・携帯電話共通）

0985-35-8855（ダイヤル回線、IP 電話）



3. 重複受診（はしご受診）はやめましょう

同じ病気で次々と病院をかえたりすると、それまでの治療は中断し、次の医療機関で同じ検査を最初からやり直すことになり、重複する検査や投薬で体に悪影響をあたえる可能性もあります。

信頼できるかかりつけ医をもち、何かあった場合には、まずはかかりつけ医に相談するようにしましょう。



4. ジェネリック医薬品の利用を相談しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、これまで効き目や安全性が実証されてきた薬と同等とみとめられた低価格な医薬品です。希望する場合は医師や薬剤師にご相談ください。

学校や保育所等でケガをした場合

学校・保育所等でのケガや疾病などの治療（調剤を含む）で、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるものは、子ども医療費助成の対象となりません。

この場合は、子ども医療費助成を利用せずに医療費の自己負担分（小学生未満：医療費の2割、小学生以上：医療費の3割）を支払っていただき、学校等を通じて災害共済給付の申請を行ってください。

Q 1 なぜ、学校・保育所等でケガをした場合は子ども医療費助成の対象とならないの？

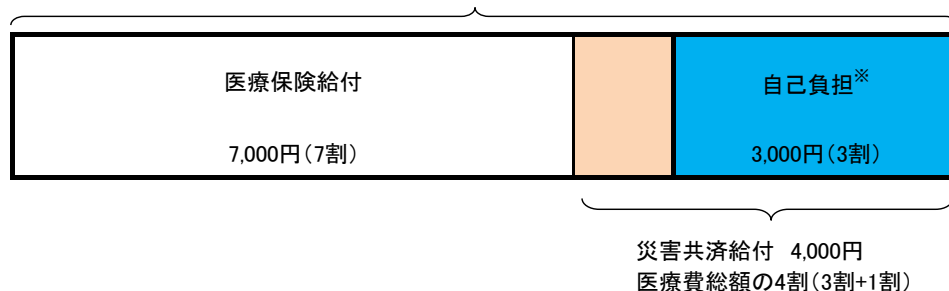
A 1 学校・保育所等でケガをした場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により医療費の自己負担分（小学生未満：医療費の2割、小学生以上：医療費の3割）＋医療費の1割が給付されます。

子ども医療費助成は医療費の自己負担分を助成する制度であり、医療費の自己負担分が他の制度等により賄われる場合、子ども医療費助成の対象となりません。

災害共済給付制度のイメージ

・医療費総額が10,000円の場合

医療費総額 10,000円



※小学生未満の場合、自己負担は2割(医療費総額が10,000円の場合、2,000円)となります

Q 2 学校・保育所等でケガをした場合に子ども医療費助成を利用したらどうなるの？

A 2 日本スポーツ振興センターの災害共済給付は初診から最長10年間行われますので、子ども医療費助成の対象外となる中学校を卒業した後も給付を受けることができます。また、災害共済給付には障害が残った場合などの見舞金も含まれていますが、学校・保育所等でケガをした場合に子ども医療費助成を利用した場合、これらの給付を受けることができなくなります。

さらに、本来は災害共済給付で賄われるべき医療費の自己負担分を子ども医療費助成により町が負担すると、将来的な子ども医療費助成の安定した運営に支障をきたすことにもつながってしまいますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※ 医療費総額が5,000円に満たない場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外となります。

この場合は、領収書と印鑑を持参のうえ、福祉課子ども支援係で「子ども医療費助成制度（償還払い）」の申請をしてください。